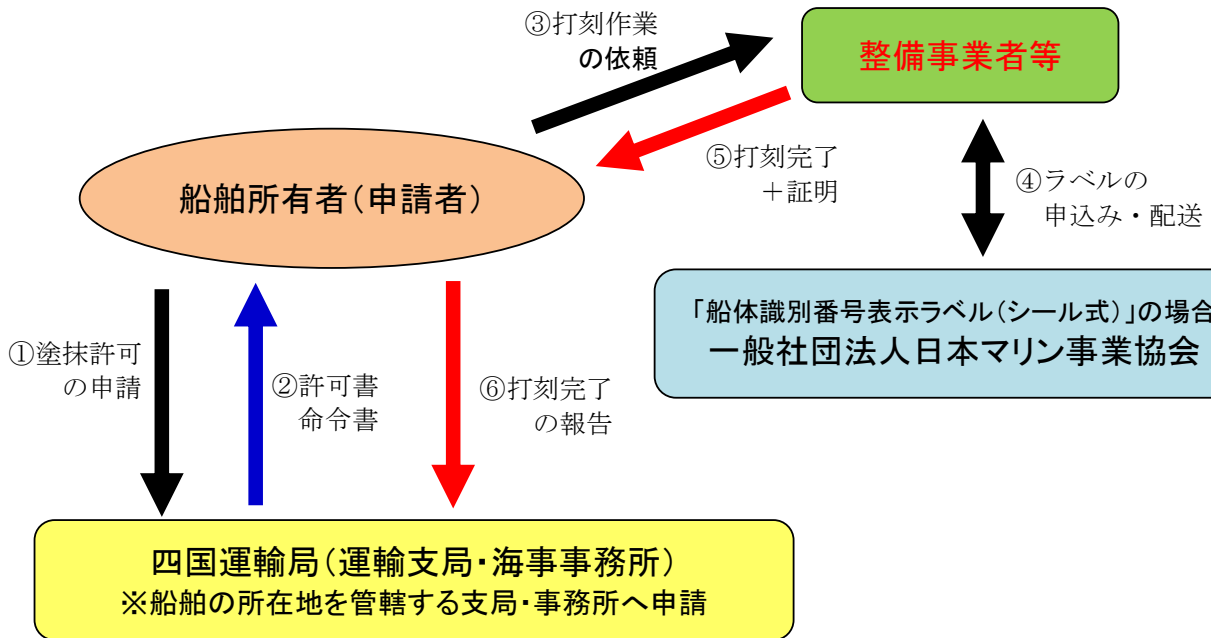


船体識別番号の再打刻（手続きの流れ）



<p>1. 塗抹許可申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 塗抹許可申請書 ② 船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写） ③ 写真2枚 （船の全体と、船体識別番号があった（ある）場所） <p>※郵送による申請もできます。 その場合は、申請書の欄外に、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 また、84円切手を貼り付けした返信用封筒の同封をお願いします。 ※塗抹及び打刻の作業は、船舶所有者自らが実施することは出来ません。申請書を提出する前に、整備事業者等への事前依頼が必要です。</p>	<p>2. 塗抹許可書、打刻命令書の交付</p> <p>申請書の提出（到着）後、船舶識別番号の「塗抹許可書」と「打刻命令書」が交付されます。</p> <p>※「打刻命令書」には、打刻期限が記載されていますので、注意してください。</p>
<p>3. 塗抹・打刻の作業</p> <p>整備事業者等が「刻印」「リベット締め」等による打刻施工ができない場合は、「ラベル貼付け」方法による施工となります。</p> <p>「船体識別番号表示ラベル（シール式）」は、一般社団法人日本マリン事業協会が販売しています。申込みには、2で交付される「打刻命令書」の写しが必要です。</p> <p><申込先・お問い合わせ先> 一般社団法人日本マリン事業協会 東京都中央区八重洲2-10-12 電話：03-5542-1201 ※施工作业を行う整備事業者等を経由してお申し込みください。</p>	<p>4. 打刻完了後の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 打刻完了報告書 ② 写真 （貼付場所と船体識別番号が確認できる写真） <p>※郵送による提出もできます。</p> <p>※打刻完了報告書には、打刻した整備事業者等の証明が必要ですので、ご注意ください。また、打刻期限内の実施をお願いします。</p>

見本「船体識別番号表示ラベル（シール式）」

